

Progress～進歩～

一期一会

4月号
2008年4月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第11号
発行担当者:岡本清美

今月のテーマ:長寿医療制度(旧後期高齢者医療制度)

平成20年4月から、75歳以上の方を対象とする独立した医療制度として「長寿医療制度」が創設されます。

対象となる人(被保険者)

「長寿医療制度」の被保険者となるのは以下のような人です。

- 75歳以上の人 ※健康保険組合や共済組合などの被扶養者も対象となります。
- 65歳以上75歳未満で寝たきり等一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

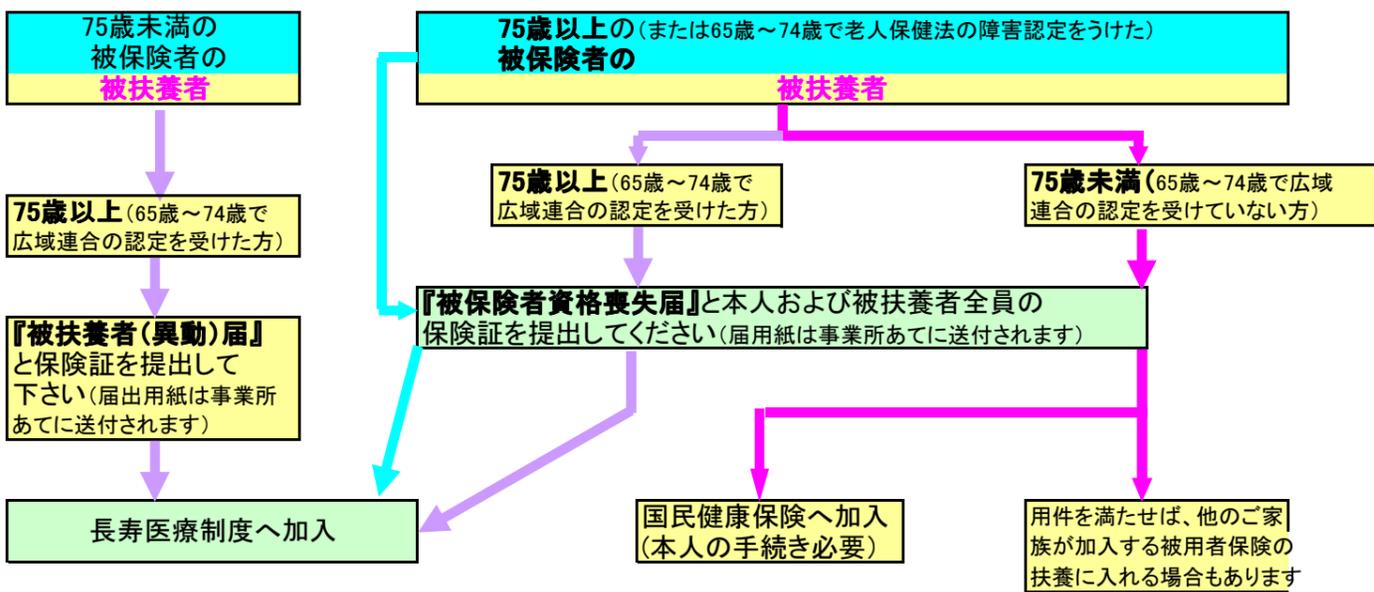
対象となるとき

- 75歳になったとき(75歳の誕生日当日から)
※平成20年4月1日以前に75歳以上の方は、平成20年4月1日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満で寝たきり等の一定の障害がある人が広域連合の認定を受けたとき

岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料率(平成20年度・21年度)

一人当たり保険料(限度額50万円) = **均等割額 43,500円** + **所得割額**
(総所得金額等 - 33万円) × 7.89%

政府管掌健康保険に加入の方



* 政府管掌健康保険被扶養者(75歳以上)の保険料には軽減措置があります
 制度加入の前日に被扶養者であった人は、加入から2年間は、保険料の均等割額が半額に減額され、所得割額はかかりません。
 さらに、20年度は特例として、納付は10月からとなり、10月からの半年間は均等割額が9割軽減されます。

0割 (負担なし)	1割 (9割軽減)	5割 (被保険者になった月から2年間)
▲平成20年4月	▲平成20年10月	▲平成21年4月

<4月のスケジュール>

1	火	*梅シーエムエス 入社式 田村和輝さんが新しく仲間に加わります
10	木	*3月分源泉所得税・住民税の特別徴収金額の納付期限
17	木	* 将軍の日:元氣玉利益計画開催(別紙にてご案内)
22	火	*19年分所得税の確定申告振替納税日
24	木	*個人:19年分消費税・地方消費税の確定申告振替納税日
30	水	*2月決算法人の確定申告・納付期限 *8月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の5月・8月・11月決算法人)

保険料の軽減措置について

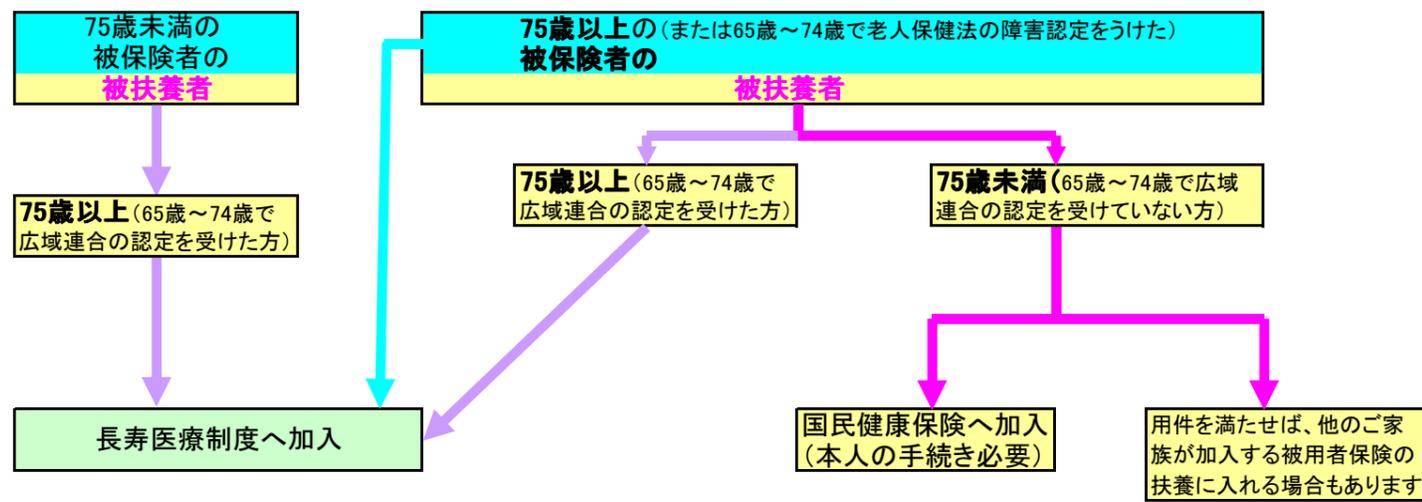
所得の低い人は、世帯の水準に応じて保険料の「均等割額」に7割・5割・2割の軽減措置が受けられます。

軽減割合	世帯及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額
7割軽減	【基礎控除額33万円】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)】を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額33万円+35万円×被保険者数(世帯主を含む)】を超えない世帯

- *青色専従者給与額及び事業専従者控除額を必要経費として参入又は控除しません
- *土地・建物に係る分離譲渡所得は特別控除の前の額とします
- *公的年金受給者は、年金所得から150,000円を控除します

自治体により扱いが異なりますので、ご不明の点は、岡山県後期高齢者医療広域連合(086-245-0090)にお問い合わせください。
 また、その他75歳未満の方が国民健康保険に加入される場合にも、軽減措置がありますので各市町村の国民健康保険課にお尋ね下さい。

国民健康保険に加入の方



「修了しました」

平成20年3月25日、岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程(修士)を修了(卒業)し、経営学修士(MBA)を頂きました。これも皆様方に支えて頂いたお陰だと感謝しています。ありがとうございます。
 これからは、今まで以上に皆様のお役に立てるように努力して参りますので今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅孝治

